

安全運転管理者等手続き方法の拡充

～インターネットによる手続き方法の追加～

令和4年1月から安全運転管理者及び副安全運転管理者の届出が、警察署窓口に行くことなく、インターネットによる申請が可能となりました。



安全運転管理者等の届出等（下記手続き）がインターネットでも可能となりました！

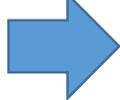
対象手続

- ・ 安全運転管理者の選任（解任）の届出
- ・ 副安全運転管理者の選任（解任）の届出
- ・ 安全運転管理者の届出事項変更の届出
- ・ 副安全運転管理者の届出事項変更の届出

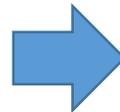
インターネット申請の流れ



①申請者は警察庁HP又は県警HPにある警察行政手続サイトを通じて事業所を管轄する警察署にメールにて申請



②警察署等で申請内容を確認・審査



③安全運転管理者としての業務を遂行（車両・運転者管理、安全運転指導等）

操作手順

警察行政手続サイトにアクセス

- 1 申請・届出の選択
表示されているリストから対象の手続き(安全運転管理者に関する届出等)を選択します。
- 2 様式のダウンロード
申請・届出書の様式をダウンロードします。
(同じ表示画面にある都道府県警察の手続サイト一覧の中から岐阜県警を選択し、届出書等に必要書類の様式をダウンロードしてください。)
申請・届出書の記載方法については記載要領を参照してください。
必要書類が準備できたら「申請・届出開始」ボタンをクリックし、手順に従って届出してください。
※ 必要書類のうち運転記録証明書、住民票の写し又は運転免許証の写し（表裏ともに必要）については、原本をスキャンしデータ（PDF）で添付してください。

